

「食品衛生法第五十八条第一項に規定する食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合等を定める命令」（案）の概要

1. 命令の趣旨

- 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号。以下「改正法」という。）による改正後の食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号。以下「法」という。）第 58 条に食品等の自主回収報告制度が創設された。
- これは、改正法による改正前の法には、行政処分としての食品等の回収命令は規定されていたものの、営業者の自主的な回収の取扱いについては規定されておらず、都道府県等が条例等で独自に届出制度を設けている実態があったところ、全国的に統一的・体系的な安全情報の収集・提供体制の構築を図ることを目的としているものである。
- 改正法による改正後の法第 58 条は令和 3 年 6 月 1 日に施行予定であり、食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合、営業者から都道府県知事への届出に必要な事項及び当該届出に係る事項の厚生労働大臣又は内閣総理大臣への報告に関する事項は厚生労働省令・内閣府令で定めることとされていることから、標題の命令を定めるものである。

2. 命令の内容

- (1) 改正法による改正後の法第 58 条第 1 項の規定による食品衛生上の危害が発生するおそれがない場合は、営業者が製造等した食品等について、当該営業者が回収に着手する時点において次に掲げる状況のいずれかに該当する場合とする。
 - ① 当該食品等が不特定又は多数の者に対して販売されたものではないなど、容易に回収できることが明らかな場合
 - ② 当該食品等を消費者が飲食の用に供しないことが明らかな場合
- (2) 営業者が、食品等を回収する場合は、回収に着手した後遅滞なく、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - ① 営業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - ② 営業者が回収の事務を他の者に指示又は委託した場合は当該者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - ③ 当該食品等の商品名及び一般的な名称、食品等に関する表示の内容その他の当該食品等を特定するために必要な事項
 - ④ 当該食品等が改正法による改正後の法第 58 条第 1 項各号のいずれかに該当すると判断した理由
 - ⑤ 当該食品等の回収に着手する時に判明している販売先、販売先ごとの販売日及び販売数量
 - ⑥ 当該食品等の回収に着手した年月日
 - ⑦ 当該食品等の回収の方法
 - ⑧ 当該食品等が飲食の用に供されたことに起因する危害の発生の有無

- (3) 営業者は、(2)の届出内容に変更が生じた場合は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- (4) 営業者は、回収が終了したことを確認できた場合には、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- (5) 都道府県知事は、営業者から(2)又は(3)の届出があった場合において、必要があると認めるときは、当該営業者に対し、期限を定めて、当該営業者に回収の実施状況について報告を求めることができる。
- (6) 都道府県知事は、営業者から(2)から(4)までの届出及び(5)の報告を受けた場合には、次に掲げる事項を厚生労働大臣(法第20条の規定に違反し、又は違反するおそれがある場合にあっては、内閣総理大臣)に報告しなければならない。
 - ① (2)の①～⑧の事項
 - ② (3)の届出を受けた場合にはその旨
 - ③ (4)の規定に基づく届出を受けた場合にはその旨
 - ④ (5)の規定に基づく報告を求めた場合にはその旨及びその回答の内容

3. 根拠条項

改正法による改正後の法第58条

4. 施行期日等

公布日：令和元年11月(予定)

施行期日：令和3年6月1日(予定)